法第３５条（避難施設等）

２以上の直通階段の設置を要する集会場の規模

次に該当する集会場については、令第１２１条第１項第１号の規定による２以上の直通階段を設置しないことができる。

① 階数が３以上で、２階の客席の床面積の合計が１００㎡以下であり、３階以上の階に客席を有しないもの

② 階数が２で、２階の客席の床面積の合計が１００㎡以下のもの